

資料編

1.用語集

用語		解説
ア行	ICT	Information and Communication Technology(情報通信技術)の略称。通信技術を活用したコミュニケーションを指し、情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称です。
	SDGs (持続可能な開発目標)	Sustainable Development Goals の略称。2015年9月の国連サミットで採択された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール(目標)と169のターゲット(具体目標)を示したものであり、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指しています。
サ行	サイクリング	自転車で走るスポーツや運動のことをいいます。
	サイクルスポーツ	自転車を利用した競技や運動の総称です。
	サイクルツーリズム	自転車を利用した観光のことです。
	サイクルトレイン	輪行袋の利用又は、自転車を解体せずに鉄道車両内に持ち込むことのできるサービスのことです。
	自転車活用推進法	身近な交通手段である自転車の活用による環境への負荷の低減、災害時における交通の機能の維持、国民の健康の増進等を図ることが重要な課題であることに鑑み、自転車の活用の推進に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び自転車の活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、自転車活用推進本部を設置することにより、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成29年(2017年)5月1日に施行された法律です。
	自転車専用通行帯 (自転車通行帯)	道路交通法第20条第2項の道路標識又は道路標示により、車両通行帯の設けられた道路において、普通自転車が通行しなければならない車両通行帯として指定されたものです。自転車専用通行帯内の自転車の通行は一方向のみとなります。

		 普通自転車専用通行帯標識
	自転車通行空間ネットワーク	自転車の車道通行を基本とし、安全かつ円滑な交通を確保できる空間を連続的に提供する自転車ネットワークを構成する路線のことです。
	自転車道	道路構造令第 2 条第 1 項第 2 号に規定される、専ら自転車の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分です。なお道路交通法上も、自転車道として扱われています(第 2 条第 1 項第 3 号の 3)。
	車道混在 (自転車通行位置の路面標示)	自転車の通行位置と方向を示す他、自動車に注意喚起するため、車道上に矢羽根等を表示し車道内を自転車と自動車が縦列で混在しながら通行する形態のことです。
タ行	電動アシスト自転車	電動機(モーター)により人力を補助する電動アシスト機能が付加された自転車のことです。
	トリップ	人がある目的をもって、ある地点からある地点へ移動する単位をいう。1 回の移動でいくつかの交通手段を乗り継いだとしても 1 トリップとカウントする。
ナ行	ナショナルサイクルルート	日本を代表し、世界に誇りうるサイクリングルートを認定する制度です。2024 年 現在、「太平洋岸自転車道」を含めた 6 ルートが指定されています。
ハ行	バイシクルピット	自転車利用者に自転車修理工具や空気入れの貸し出しや休憩場所の提供等のサービスを提供している場所です。バイシクルピットとして登録を受けた施設をいいます。
	パーソントリップ調査	person(人) trip(ある目的のため出発地から到着地まで移動すること)に関する調査のことです。「どのような人が、いつ、どこからどこへ、どんな目的で、どのような交通手段を使って移動しているか」のデータを把握し、今後の都市交通施設の整備・運用方針の検討などの基礎資料として活用されています。
ヤ行	矢羽根	車道における自転車の通行位置を自転車利用者と自動車運転者の双方に示すものです。

令和 7 年3月

藤枝市 都市建設部 基盤整備局 道路課

〒426-8722 静岡県藤枝市岡出山一丁目11-1

TEL:054-643-3169 FAX:054-643-3280

HP:<https://www.city.fujieda.shizuoka.jp/>